

健康と安全の保持と迷惑防止
動物の種類や習性に応じて正しく飼い、動物の健康と安全を保ち、人に迷惑をかけないように飼うこと

病気の知識と予防
動物の病気や感染症などの正しい知識を持ち、その予防をすること

逸走防止
動物が逃げ出したり迷子になったりしないようにすること

終生飼養
動物がその命を終えるまで適切に飼うこと

繁殖制限
動物が増えすぎて管理できなくなるように不妊・去勢手術をすること

身元表示（所有明示）
自分の飼っている動物だと分かるように首輪や迷子札、マイクロチップなどをつけること

手放すことになった例

- 結婚、出産などの生活スタイルの変化で世話をする時間がなくなった
- 飼い主自身が病気や高齢になり世話ができなくなった
- 経済的な理由で飼い続けることができなくなった
- 思っていたより大きくなった
- ペットが病気になった・高齢になった



「ペットの命に責任を持つのは飼い主である」ことを絶対に忘れないでください

飼育放棄ダメゼッタイ
飼い主の都合で、ペットを手放すことがあつてはなりません。どうしても飼い続けることが難しくなった場合は、チラシやポスターを作ったり、インターネットなどで発信したりして、新たな飼い主を探すことも飼い主の責任です。

今の住居はペットが飼える環境であるか

ペットの種類や大きさ、特性などが、生活環境に適しているか

ペットが命を終えるまで飼い続けることができるか。高齢のペットの介護ができるか

家族みんなが賛成しているか

鳴き声やふん・尿などで周りに迷惑をかけないようにできるか

世話ができる体力があるか。動物アレルギーはないか

経済的な理由で行き詰まらないよう、飼い続けるための費用をしっかりと考えているか

毎日欠かさずペットの世話に手間と時間をかけられるか

災害時にペットの命を守る方法を考えているか



ペットの命は、ペットを飼い始めたそのときから、あなたに委ねられます。もし、少しでも不安に思うことがあるのなら、ペットを飼うべきではないのかもしれませんがよく考えて判断しましょう。

飼わない決断も大事
ペットが命を終えるまで、責任を持って飼い続けることができずか？「飼わない」「今は飼えない」と判断することもペットへの愛情で、命を預かる責任を果たすことにもなります。
「かわいい」「目が合った」「なついている気がする」などの理由で衝動的に決めるのではなく、冷静に判断しましょう。飼い主の先輩に話を聞くのもいいかもしれません。



愛くるしい仕草や表情で和ませてくれるペットですが、コロナ禍により自宅で過ごす時間が長くなったことを受けて、ペットの需要が高まっているようです。その反面、飼育放棄や動物虐待などの事件数も増加していると言われています。今月号は、ペットを飼う上でのルールやマナーなど、動物愛護を取りあげます。
問合先 環境保全課

良い面しか見えない
テレビやYouTube、SNSなどでよく見かけるペットの動画。そのほとんどは、かわいい、愛おしいペットの姿を映しています。良い面ばかりの動画ですが、実際に飼うと、臭いなどの動画では伝わらないものが多々あるので、注意が必要です。ペットは飼い主に癒しだけを与えるわけではありません。



飼う責任と覚悟
ペットを飼うことは楽しいことも多いですが、世話に休みはなく覚悟が必要です。「こうだと思わなかった」「思ったようにはいかない」ということは当たり前であり、病気や老いもあります。ペットの餌や日用品、治療費など、お金もかかります。「こんなはずではないよう、ペットが生涯を終えるまで、愛情を持ってきちんと飼わなければなりません。飼い主には、命ある動物を愛護し適切に管理する責任があります。
動物の愛護及び管理に関する法律で飼い主の責任として次の六つが明記されています。



市職員が出演して説明します
4月9日(金) 午後5時40分

市内の犬の登録件数	
年度	新規登録
平成 28 年度	237
平成 29 年度	302
平成 30 年度	259
令和元年度	246
令和 2 年度	309
※令和 2 年度は、令和 3 年 2 月末までの件数。	

犬の飼い主には、狂犬病予防法により義務付けられていることがあります。その義務を果たすことで飼い主と愛犬はもちろん、周りの人を守ることもつながります。

飼い犬の登録（犬の生涯に1回）

生後91日以上犬を飼うときは、飼い犬の登録をしなければなりません。登録後、鑑札を交付します。鑑札は、登録済みの証明となり、迷子札にもなります。
登録料金 3,000円
届出先 環境保全課、北村・栗沢両支所、市内の動物病院（海動物病院は除く）

転入してきた、転居した、飼い主が変わった、犬が死亡した場合も届け出が必要です

狂犬病予防注射の接種（毎年1回）

対象となる犬 室内・室外を問わず生後91日以上飼う犬

狂犬病は、犬だけでなく人を含めたすべての哺乳類が感染し、発病すると治療方法がなく、ほぼ100%死亡する極めて危険なウイルス性の人獣共通感染症です。現在、日本国内での狂犬病の発生はありませんが、世界のほとんどの地域で依然として発生しており、令和2年には犬に噛まれた方が来日し、その後、国内で発症し、死亡した例もあります。万が一の侵入に備えた対策が重要です。

【集合注射会場または最寄りの動物病院で接種】

最寄りの動物病院または集合注射会場です。注射後、注射済票を交付します。
注射料金 3,240円 持ち物 予防注射通知書

接種場所	
集合注射会場（雨天決行）	※日程などは、予防注射通知書に同封の案内書で確認してください。お越しの際は、マスク着用など新型コロナウイルス感染対策を十分に行ってください。
動物病院	
安藤動物病院（5東18）	☎ 25-0260
岩見沢インター動物病院（美園6-6）	☎ 22-3557
岩見沢動物医療センター（1西1）	☎ 22-7171
さとう動物病院（東山町41）	☎ 22-5528
ざわざわ森ペットクリニック（7東1）	☎ 32-3838
にいだ動物病院（10東4）	☎ 35-1668
ぱれっと動物クリニック（春日町4）	☎ 090-3110-5625（電話予約制）
日の出どうぶつ病院（日の出町149）	☎ 25-5838

【海動物病院または市外の動物病院で接種】

予防注射を受けた後に交付される証明書を持参し、環境保全課、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡の各サービスセンターで狂犬病予防注射済票の交付手続きを行ってください。
注射済票交付手数料 550円

接種場所
動物病院
海動物病院（8東10 ペットショップCoo&RIKU 岩見沢店内） ☎ 35-6711
市外の動物病院

毎年4月1日から6月30日は、狂犬病予防注射期間

飼い犬の登録をしていない場合は、注射料金と登録料金が必要です。集合注射会場や日程など、詳しくはお問い合わせください。動物病院の休診日、診療時間などは各動物病院へお問い合わせください。

犬の鑑札・注射済票の装着

鑑札と注射済票は、どちらも必ず犬の首輪などに装着してください。



ペットを飼う際のマナー

- 頻りに吠えることのないように対処する
- 散歩前に家で排泄を済ませる
- 外でしてしまったふんは必ず持ち帰り、尿はペットボトルなどで携帯した水で流す
- 外で飼う場合、きちんと鎖などでつなぎとめ、散歩の際には通行人と接触しないようにしっかりとリード（引き綱）を持つ
- 交通事故や感染症などから守るためにも、室内で飼う
- 飼い主が分かるように、首輪や迷子札、マイクロチップを付ける
- むやみな繁殖を防ぐために避妊・去勢手術をする

マイクロチップの装着で、首輪が外れても、保護されたときに身元が分かるため、はぐれても飼い主の元に帰ってくる可能性が高くなります。動物の愛護及び管理に関する法律の改正で、令和4年6月からは、マイクロチップ装着の犬・猫を譲り受けた者は、変更登録をしなければなりません。



動物が好きな人もいれば、苦手な人もいます。ペットも飼い主も地域の人も快適に暮らせるよう、マナーを守ってペットを飼いましょう。

動物虐待とは、動物に肉体的や精神的な苦痛、多大なストレスなどを与えることで、主に二つのタイプがあります。これらの虐待行為は犯罪であり、違反すると懲役や罰金を科せられます。また遺棄する（捨てる）ことも含まれます。

意図的（積極的）虐待

やってはいけない行為を行う・行わせる

殴る、蹴る、熱湯をかける、動物を闘わせるなど、身体に外傷が生じるまたは生じる恐れのある行為、心理的抑圧、恐怖を与える、酷使など



ネグレクト

やらなければならない行為をやらない

健康管理をしない、病気を放置する、必要な世話をしない、劣悪な環境に動物を置くなど



見かけたら通報を

「動物虐待を見た」「動物虐待の恐れがある」場合は、警察などに通報してください。

動物の愛護及び管理に関する法律の改正で、令和2年6月から動物殺傷罪などが厳罰化されました



動物殺傷罪	5年以下の懲役または500万円以下の罰金
動物虐待罪	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
動物遺棄罪	1年以下の懲役または100万円以下の罰金

家族であるペットが亡くなることは大変つらいことですが、大切な存在だから、最期までしっかりお世話をしたいと願う方もいます。犬の場合は、30日以内に死亡届を市に提出しなければなりません。鑑札や狂犬病予防注射済票も添付する必要があります。



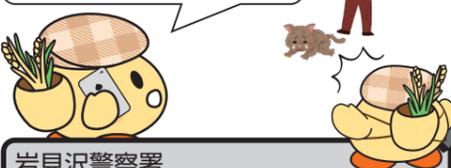
埋葬

自身が所有する庭などの敷地内に、荒らされることのないよう、なるべく早く土に還るよう、深く穴を掘って埋葬してあげましょう。最近では、火葬をしてから埋めることが多くなっているようです。埋めた後はお墓を立ててあげましょう。

火葬

【浄安殿（東町1273 ☎ 22-2994）で】
対象 市内に住所を有する飼い主
※ペットの大きさによって、対応できない場合があります。詳しくは浄安殿にお問い合わせください。
利用の流れ
①市民サービス課に電話し予約をします
②市民サービス課、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡の各サービスセンターで火葬場使用料10,000円を支払います
③動物炉使用許可証明を持参し、浄安殿に行きます
【ペットの葬儀社で】 ペットの葬儀社に連絡してください

動物虐待は犯罪です。迷わずに通報してください。



岩見沢警察署 ☎ 22-0110（緊急の場合は110番）
空知総合振興局保健環境部環境生活課 ☎ 20-0045
市役所市民環境部環境保全課

ペットにとっては、飼い主がすべてです。家族であるペットにたくさん愛情を注いであげてください。飼育放棄や動物虐待はもつてのほかです。しかし、「かわいいから飼った」「かわいそうだから野良猫に餌をあげた」という軽い気持ちで、動物にとって不幸につながることもあります。ペットを飼っている人も、検討している人も、一人一人が責任を果たすことで、飼育放棄や動物虐待はなくなりそうです。そうすることで、人と動物の幸せにつながるはず

